

2016年2月8日

自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)による自己株式の買付に関するお知らせ

当社は、平成28年2月8日開催の取締役会におきまして、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。具体的な取得方法について下記のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 取得の方法

本日(平成28年2月8日)の終値(最終特別気配を含む)1,089円で、平成28年2月9日午前8時45分の東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)において以下の内容で買付の委託を行います。(その他の取引制度や取引時間への変更は行いません。)当該買付注文は、当該取引時間限りの注文といたします。

2. 取得の内容

(1)取得対象株式の種類	普通株式
(2)取得する株式の総数	33,000,000株(上限)
(3)取得結果の公表	午前8時45分の取引終了後に取得結果を公表します。

(注1) 当該株数の変更は行わない。なお、市場動向等により、一部又は全部の取得が行われない可能性もあります。

(注2) 取得予定株式数に相当する売付注文をもって買付を行います。

以上

(参考)自己株式の取得に関する概要(平成28年2月8日公表分)

- ・取得対象株式の種類 :普通株式
- ・取得し得る株式の総数 :45,000,000株(上限)
(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合 5.40%)
- ・株式の取得価額の総額 :60,000,000,000円(上限)
- ・取得期間 :平成28年2月9日から平成28年3月31日まで
- ・取得方法 :東京証券取引所における市場買付(ToSTNeT-3を含む)